

日本を含む特定国からの航空旅客に対する入国制限緩和と更なる国境再開措置(7月1日)

2020年7月1日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府は、これまで新型コロナウイルス感染症対策として行ってきた入国制限措置の緩和の一環として、7月1日から、日本を含むEU・シェンゲン協定域外で感染が抑制されている14か国からの航空旅客の受け入れ再開と、更なる周辺国との国境再開について以下のとおり発表しました。

1 日本など特定国からの航空旅客の入国制限緩和

(1)ギリシャ政府は、EUが発表した感染が抑制されている国々のリストに基づき、日本をはじめとする14か国(その国に合法的に長期滞在する外国人も対象とされるようですが、観光や短期出張等で滞在している者は除かれるとのこと)からの入国制限の緩和を決定しました。

同リストに掲載されている国々は、以下のとおりです。日本、アルジェリア、豪州、カナダ、ジョージア、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、韓国、ウルグアイ、ルワンダ、セルビア、チュニジア、タイ。

なお、同リストについては今後14日ごとに再検討される予定とのこと、感染拡大などがあつた場合には、再度の制限がなされることもあり得るとのことです。

(2)7月1日からギリシャのすべての空港で国際便を受け入れます。

なお、7月15日まで英国及びスウェーデンとの直行便は禁止されます。

2 国境再開拡大措置

ギリシャ政府は、周辺国との14か所の国境の内、既に再開されている2か所に加えて新たに5か所を再開することを決定しました。該当となる国境ポイントは以下のとおりです。

(1)アルバニアとの国境:Kakavia(開かないとの一部報道もあり), Krystallopigi

(2)北マケドニアとの国境:Evzones

(3)ブルガリアとの国境(既に再開済み):Promachonas, Nymfea(真に目的のある通行者のみが許可されるとの一部報道あり)

(4)トルコとの国境:Kastanies, Kipi

なお、政府発表によればアルバニア、北マケドニア、トルコ国境では、真に目的の

ある通行者のみ許可され、だれでも通行できるわけではありません。

3 船舶による海外からの旅客の入国

国際港については、パトラ及びイグメニツツァのみ再開される。

現在、日本政府はギリシャへの渡航について、引き続き、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出していますので、ご留意願います。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp